土艦遭難義捐金の始末

土國外務大臣及遭難者遺族救濟委員長の書面

昨年九月中土國軍艦エルトグロールの紀海に沈沒するや我時事新報は我國人の慈愛義心に訴へ遭難者の爲め義捐金を募集し本社特派員野田正太郎氏をして之を携帶し土國外務大臣に其處置を委托せしめたるに同大臣は此義金を受けて之を同國海軍省中に設けたる遭難者遺族救濟委員に托して處置せしむる事となしたる由は先頃特派員の通報に據りて之を公告したりしが昨日遣したる特派員の書狀中には外務大臣幷に救濟委員長の謝狀ありて深く日本人の義俠慈愛を感謝せり即ち左に掲げて義捐者諸君の瀏覽に供す

土國外務大臣サイド パシヤの書狀

時事新報發行人兼編輯人代表者伊藤欽亮君足下

余は足下の新聞紙時事新報が軍艦エルトグロール遭難者の爲に義捐金を募集したる事幷に義捐者の姓名錄を添へて募集金を余の許に送る事を報知する貴書を落手せり夫の最も悲しき場合に於て足下の表示したる感覺及び足下が我國の爲に表したる同感の情は深く吾人の心を動かしたり此一事は日本帝國民の如何に高尙にして博愛の志に厚きかを證明し併せて吾人が貴國と和親して如何に幸福あるかを示すものなり

時事新報が悲慘の際に當り他に率先して義捐金を募集したる義擧は吾人の大に感謝する所にして其募集金額は博愛ある義捐者の願望に從ひ使用せん爲め特別委員の監理に委任したり吾人は足下が吾人に代はりて義捐者及び貴新聞に對し吾人の心中より出でたる最も深き感謝の意を傳へんことを懇願す

余は筆を擱くに臨んで現に我國に碇泊中なる貴國の美麗なる巡洋艦、水兵の規律整然たる有樣幷に海軍士官の溫厚にして敬愛すべき性質を稱揚せざるを得ず是等は實に吾人をして彼等の能く代表する日本帝國を益々尊重敬愛せざるを得ざるに至らしむるものなり

千八百九十一年一月二十一日

土耳其帝國外務大臣サイド パシヤ敬白

右外務大臣の書面に見ゆる如く義捐金の處分を同國海軍省中に設けたる遭難者遺族救濟委員に委托したるを以て同委員長よりの書面あり即ち左の如し

土國軍艦遭難者遺族救濟委員長の書面

時事新報發行人兼編輯人代表者伊藤欽亮君足下

土耳其帝國外務大臣閣下は足下が我軍艦エルトグロールの悲しき出來事に就て惹起したる哀悼の意を表する爲め大臣に送呈したる千八百九十年十月十日附の貴書を吾等委員の許に廻送せり足下は遭難者の遺族を扶助せんが爲め特に義捐金を募集せられ其應募人の數は凡そ六千名に及び其義金の使用法を我政府の最も適當なりとして撰擇する所に委任せられたり余は我委員が時事新報特派員野田正太郎氏より一萬八千九百七フラン九十四サンチームの義金を受取りたる事を足下に報知す此金額は我土耳其皇帝陛下の命に從ひ遭難者の遺族救濟の爲め設けたる資本金の內に加へたりとの之を受領するの權利ある人々は財官以下水兵の遺族にあり

我政府及び我國民は海軍人たるの務に從事する際に出來事に遭ふて其生命を失ひたる我士官水兵の遺族に對して足下の表したる同感の情に最も深く感動す義に日本國民がエルトグロールの士官水兵を好遇したる博愛の情は足下が他に率先して四海兄弟の感情に訴へ募集したる義金の速に集まりし時に當つて一層明白となれり左れば余は我委員の代表者として我國民が今回の出來事ありし以來一層親密となりたる日本國民幷に足下に對して感ずる所の誠心誠意の滿足を陳述す謹言

千八百九十年一月廿日

エルトグロール遭難者遺族救濟委員長

サン パシヤ

右の書面は就れも佛文の本書に英譯を添へ各々二通あり本社に保存しあるを以て義捐者諸君中一覽せんとせらるゝ方は來社あれ又金員の受取書は郵便に托して送るも竟來あきを以て今尙は手許に留め置く旨特派員より申來れり此義金が土國に達して如何に日本人の慈愛義俠を同國の朝野に表白したる乎は特派員よりの通信により追々諒知するを得べし

時事新報

先づ其手段方法を聞かん

近時世上に條約改正の談喧しくして政府の案と稱するものに一は稅權回復を主張するものにして今日の處にては法權は兎も角も稅權だけは全く回復せざる可らずと云ふ一は所謂對等條約論と稱するものにして實際には寧ろ對等以上の改正と評してもいまだ不可あきが如し此二說は果して政府の案に就て立論したるものあるや否や知る可らずと雖も既に反對論となりて世に現はるゝ以上は論者に於て責任あるなれば我輩は聊か論者に向て問ふ所あらんと欲するなり所謂條約改正は諸外國を